

平成27年度独立行政法人農林水産消費安全技術センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日付け総務大臣決定)に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「センター」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度独立行政法人農林水産消費安全技術センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1)センターにおける平成26年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は114件、契約金額は637,386千円である。また競争性のある契約は107件(93.9%)、615,790千円(96.6%)、競争性のない契約は、7件(6.1%)、21,596千円(3.4%)となっている。

平成25年度と比較して、競争性のない契約の割合は件数・金額ともに減少している。

表1 平成26年度センターの調達全体像

(単位:件、千円)

	平成25年度		平成26年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(89.2 %) 83	(94.3 %) 528,711	(92.1 %) 105	(95.4 %) 607,809	(26.5 %) 22	(15.0 %) 79,098
企画競争・公募	(2.2 %) 2	(1.3 %) 7,450	(1.8 %) 2	(1.3 %) 7,981	(0.0 %) 0	(7.1 %) 531
競争性のある契約 (小計)	(91.4 %) 85	(95.6 %) 536,161	(93.9 %) 107	(96.6 %) 615,790	(25.9 %) 22	(14.9 %) 79,629
競争性のない 随意契約	(8.6 %) 8	(4.4 %) 24,428	(6.1 %) 7	(3.4 %) 21,596	(△ 12.5 %) △ 1	(△ 11.6 %) △ 2,832
合計	(100 %) 93	(100 %) 560,589	(100 %) 114	(100 %) 637,386	(22.6 %) 21	(13.7 %) 76,797

(注1) 係数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

(2)センターにおける平成26年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は48件(44.9%)、契約金額は3.23億円(52.4%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに小さくなっている(件数6.9%減、金額12.7%減)が、契約件数が増加したこと、額が大きい契約案件が複数となったことによるものである。また、一者以下が4件の増加となっているが、分析機器等の保守及び既設システムの関連作業の増加等が多くなったことによるものである。

表2 平成26年度センターの一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	41 (48.2 %)	59 (55.1 %)	18 (43.9 %)
	金額	1.87 (34.9 %)	2.93 (47.6 %)	1.06 (56.7 %)
1者以下	件数	44 (51.8 %)	48 (44.9 %)	4 (9.1 %)
	金額	3.49 (65.1 %)	3.23 (52.4 %)	△ 0.26 (△ 7.4 %)
合計	件数	85 (100 %)	107 (100 %)	22 (25.9 %)
	金額	5.36 (100 %)	6.16 (100 %)	0.80 (14.9 %)

(注1) 係数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った係数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

下記の事項について取組を行い、調達の改善、事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 調達における一者応札・応募割合

調達を行うにあたっては、競争性のある契約に占める一者応札・応募の割合が42%以下となるよう、取組を推進するものとする。

(2) 随意契約

随意契約を行うにあたっては、事由について明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するものとする。

(3) 機器類等の調達

機器類等の調達については、下記の取組を実施していくことにより、適正な調達を目指す。

- ① 調達にあたっては、履行期限を十分にとるように、調達依頼時期を早めるなど調整するものとする。
- ② 仕様・規格が、必要最小限となるようにし、複数メーカーが応札可能となるよう調整するものとする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約について

新たに随意契約を締結することとなる案件については、緊急の場合等止むを得ないと認められる場合を除き、センターに新たに設置した調達等合理化検討会(総括責任者は総合調整担当理事)において、会計規程や契約事務取扱規程などにおける「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受ける等、随意契約について内部統制の確立を図ることとする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止について

業務管理課長会議、会計経理部門の職員等の担当者会議等の開催の際に、総務省通知(随意契約に係る事務について、調達等合理化の取組の推進について)、調達等合理化計画の説明、調達に係る契約から検収業務について、契約規程・検査マニュアルについて再度の周知徹底等を図る等、不祥事の発生の未然防止・再発防止について内部統制の確立を図ることとする。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実施等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。

主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総合調整担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	総合調整担当理事
副総括責任者	総務部長
メンバー	企画調整課長 総務課長 会計課長 管財課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、センターのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。